

謝金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の事業に伴う、謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金及び原稿料、活動協力金とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会、研修会、講習会などにおける講演又は講義、実習又は実習指導など対して支払う。

2. 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。
3. 前項以外については理事会で定め、特に顕著な業績を有する者には、実情を勘案する。

(原稿料)

第4条 原稿料は、本会から依頼した発行物への原稿執筆に対して支払う。

2. 発行物とは、本会が発刊する機関誌、広報誌及びその他の発行物とする。
3. 原稿料の基準については、別表2に掲げる。

(活動協力金・金額)

第5条 活動協力金は、本会が主催する学会、研修会、講習会の運営、または本会の会務での事業協力に対して支払う。

2. 活動協力金の基準額は、別表3に掲げる

(会計処理)

第6条 運営を行う各局長、地区担当理事などの責任者は、講師謝金申請書（別記様式2）を用いて事務局に申請し、講師および補助員の謝金を支給し、講師および補助員の署名、捺印、または振込等の利用明細票をもって領収とする。

2. 会計処理は、本会の会計処理規程に則り行う。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。（試行期間に関する文言削除）

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・平成24年4月1日より施行
- ・令和2年8月1日 改定
- ・令和5年11月22日 改定

別表1 (講師謝金支払基準)

支払対象区分		講演・講義 実習指導・演習指導・実技指導 (1時間あたり、税込)	
講師 基準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	13,700円
	B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)	12,200円
	C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層	10,500円
	D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者	9,500円
	E	実習・演習・実技の助手	指導者該当の区分の半額
特別 基準	1	一般基準による額では不相当であると特に認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額を理事会に諮り、講演等1回につき100,000円を限度として決定することができる
	2	作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有すると認めた者とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般基準のB区分支払額の6割相当額 ・助手の場合はその半額
備考	<ol style="list-style-type: none"> 「講師」とは、本会が主催する学会・研修会等において講演・講義等を行う者をいう。本会会員（正会員・名誉会員）でない外部講師には一般基準を、本会会員が講師を行う場合には特別基準の2を適用する。なお、本会職員には講師謝金は支払わない。 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官及び検事をいう。 (a)は、資格取得後概ね15年以上の経験者、(b)は、それ以外の者とする。 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。 「講演・講義」は本会が設定した題目について講師が口述することであり、対面、オンライン、録画の別を問わず、その協力1回に対して1回の謝金を支払う。 「実習指導・演習指導・実技指導」とは高度に専門的な技術・技能を教授し指導することであり、「実習・演習・実技の助手」は前記の教授・指導に対して補助的役割を担う者をいう。 		

別表2 (原稿料支払基準)

	一 般 (会員以外)	本会会員
原 稿 料	・400字につき 3,000円 (税込)	<ul style="list-style-type: none"> ・原稿量2,000字以内の場合 OT協会士会裁量ポイント 最大2ポイント ・原稿量2,000字以上の場合 (税込) 400字につき 1,500円 (認定作業療法士) 400字につき 1,000円 (上記以外)

別表3

	全日協力の場合	半日協力の場合
活動協力金	・2227円 (税込)	・会議費規定に則る